

職員の懲戒の手續き及び効果に関する条例

昭和 55 年 3 月 1 日
条 例 第 2 号

職員の懲戒の手續及び効果については、藤井寺市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。